

議 第 233 号

令和 4 年 1 月 3 0 日提出

熊本市屋外広告物条例の一部改正について

熊本市屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市屋外広告物条例の一部を改正する条例

熊本市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条に次の 1 項を加える。

- 8 公園、広場その他の規則で定める公共の場所において地域のにぎわい等に資することを目的として開催される行事、催物等（当該場所を最初に利用する日から起算して 6 0 日以内に当該場所を最後に利用する日が含まれる行事、催物等であって当該場所を利用する日数が規則で定める日数以内であるものに限る。）において表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、第 3 条、第 5 条（第 1 項第 1 号（トンネル及び分離帯に係る部分に限る。）及び第 3 号から第 1 1 号までを除く。）及び第 6 条の規定は、適用しない。ただし、規則で定める基準に適合する広告物又は掲出物件であって規則で定めるところにより当該行事、催物等の主催者と市長との事前の協議を経たものを表示し、又は設置する場合に限る。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（提出理由）

広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止規定等の適用除外とする事項を追加するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 熊本市屋外広告物条例（平成7年条例第73号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（適用除外） 第10条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から前条までの規定は、適用しない。ただし、第2号に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより市長に事前に協議をし、届け出て表示し、又は設置する場合に限る。 （1）～（4） 略 2～7 略 <u>8 公園、広場その他の規則で定める公共の場所において地域のにぎわい等に資することを目的として開催される行事、催物等（当該場所を最初に利用する日から起算して60日以内に当該場所を最後に利用する日が含まれる行事、催物等であつて当該場所を利用する日数が規則で定める日数以内であるものに限る。）において表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、第3条、第5条（第1項第1号（トンネル及び分離帯に係る部分に限る。）及び第3号から第11号までを除く。）及び第6条の規定は、適用しない。ただし、規則で定める基準に適合する広告物又は掲出物件であつて規則で定めるところにより当該行事、催物等の主催者と市長との事前の協議を経たものを表示し、又は設置する場合に限る。</u>	（適用除外） 第10条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から前条までの規定は、適用しない。ただし、第2号に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより市長に事前に協議をし、届け出て表示し、又は設置する場合に限る。 （1）～（4） 略 2～7 略 <u>【新設】</u>

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

1. 条例改正の概要

○公園、広場等の管理者が許可するイベントにおけるイベント広告やプロジェクションマッピング等に対し、禁止地域等での表示を可能とし、その際、設置前に本市と危害防止や景観配慮について事前協議を行う手続きとする条例改正を行う。

2. パブコメ結果（実施期間：令和4年10月1日～10月25日）

【件数】9名の方から14件の意見

○条例改正に対し肯定的な意見の他、運用に関する意見があった。



花畑広場
「山と海のまちなか物産展」



熊本駅前広場
「クリスマスマーケット」
プロジェクションマッピング

内 訳	ご意見等の内容	本市の考え方
対応（既記載） 既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいるもの 12件	プロジェクションマッピング等について、面積や色味に制限を設けていない点はクリエイターの方々の良い作品創造につながる。	本改正では、催物等でのプロジェクションマッピングについて投影時間を定め、表示面積等の自由度を上げることで、その特性を生かした演出等が可能となり、周辺への配慮を行いながらまちのにぎわい創出につながることを期待しております。
	イベント等を行う時は看板等の細かいデザインなどは開催日ぎりぎりまで決まらない。事前協議では現実に即し、景観や安全確保のため必要最小限の書類にすべき。	催物等において表示等される広告物等については、現行の許可手続きに換え、イベントの現実に即した安全管理体制や周辺景観への配慮等を事前協議書で確認する手続きといたします。
	デジタルサイネージやプロジェクションマッピング等の新しい広告（表現方法）についてはデザインの面白さなどの良い部分を一律規制してしまわないよう、業界の自主規制等に対応するなど、他都市や今後の情勢を見ながら柔軟に検討して欲しい。	新しい技術を用いた広告は今後も増えることが予想されます。一律規制でその可能性を阻むことにならぬよう、国の動きや社会情勢を見ながら柔軟に対応して参ります。
対応（その他） 素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの 2件	許可申請について、いろいろな必要書類が多く感じるため、電子申請システムでスピーディーな許認可にして欲しい。	現在、屋外広告物許可申請手続きは紙をご提出いただいておりますが、今後は電子システム等を有効活用し、負担の軽減、効率的な手続き方法を検討して参ります。